

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 鴻城土建工業株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役社長 善生 浩一
- (3) 所在地 山口市宝町 2 番 5 6 号

- 2 指名停止措置期間 令和 7 年 2 月 1 5 日から
令和 7 年 2 月 2 8 日まで（2 週間）

3 事案の概要

（仮称）湯田温泉パーク新築工事 鴻城土建工業・西谷工務店・大和建设特定建設工事共同企業体は、令和 7 年 1 月 2 1 日、本市が発注した（仮称）湯田温泉パーク新築工事において、入札公告時の「指示事項」により、「公共建築工事標準仕様書」に基づく労働安全衛生法等の関係法規の遵守を指示したにも関わらず、関係請負人相互間における連絡及び調整を行っていなかったことから、上下階で同時に作業を行い、下階の工事関係者が上階からの落下物により負傷した。

4 指名停止措置理由

（仮称）湯田温泉パーク新築工事 鴻城土建工業・西谷工務店・大和建设特定建設工事共同企業体は、令和 7 年 1 月 2 1 日、本市が発注した（仮称）湯田温泉パーク新築工事において、安全管理が不適切であったため工事関係者が負傷したことは山口市の契約相手方として不適当であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 1 0（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内